

【がん検診】医療機関検診のお知らせ

受診方法

- step1** 次の①または②の方法で医療機関受診券を申請する
 ①電話（☎ 0297 - 25 - 2100）
 ②健康増進課窓口
 ※受診券申請期限：令和2年3月13日(金)
 （受診券有効期限：令和2年3月31日(火)）
- step2** 受診する医療機関を決める
 登録医療機関については、ホームページまたは「健康管理予定表」をご確認ください。
- step3** step2 で決めた医療機関に予約を入れる
- step4** 受診する
 検診当日、「医療機関受診券」、「保険証」、「自己負担額」をご持参ください。

今年度の医療機関受診券を使って、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、子宮がん検診、乳がん検診を受診することができます。

登録医療機関に変更があります

《乳がん検診》

■きぬ医師会病院

今年度のみ、乳がん医療機関検診受診券を利用できる期間が9月30日(月)までとなります。受診ご希望の方は、お早めにご利用ください。

《肝炎ウイルス検診》

■いしかわ耳鼻咽喉科クリニック

今年度から、肝炎ウイルス医療機関検診受診券をお使いいただけません。

なお、上記2つの医療機関以外では令和2年3月31日(火)までご利用いただけます。

検診名	対象者	自己負担額
大腸がん検診	40歳以上	600円
肝炎ウイルス検診	40歳以上74歳以下 ※今までに市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	1,200円 ※今年度41・46・51・56・61・66・71歳の方は無料
子宮がん検診(女性)	20歳以上	1,500円
乳がん検診(女性)	○20～39歳：超音波検査 ○40～49歳：超音波検査＋マンモグラフィ(2方向) ○50～56歳：超音波検査＋マンモグラフィ(1方向) ○57歳以上：マンモグラフィ(1方向) ※マンモグラフィは2年に1回の検診となります	超音波検査 1,200円 マンモグラフィ 1,200円

※妊娠中の方は受診できません。

※すべて検診日当日、市に住民登録がある方が対象です。

■自己負担額の減免制度があります

生活保護受給者・住民税非課税世帯の方は、負担額が免除になります。

○生活保護受給者の方：受診券申請の際、お申し出ください。

○住民税非課税世帯の方：事前に令和元年度住民税非課税世帯証明書を取得し、検診当日にご提示ください。

※当日、提示できない場合は減免制度対象外となります。

[住民税非課税世帯証明書取扱窓口]

伊奈庁舎税務課／谷和原庁舎市民窓口課（手数料200円）
 印鑑をご持参の上、検診で使用する旨を取扱窓口でお申し出ください。**個人の住民税非課税証明書は無効です。**